

議案第82号

山都町国民健康保険税条例の一部改正について

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月7日提出

山都町長 梅田 穂

(提案理由)

国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額する措置を講じるため、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険税条例（平成17年山都町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「（）の次に「低所得者の」を加え、同条第2項を削る。

第22条の2の次に次の2条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,945円
 - イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,575円
 - ウ 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,520円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,150円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について定める額

- ア 前条第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 440円
- イ 前条第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 400円
- ウ 前条第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 840円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 800円

(出産被保険者の国民健康保険税の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額は、第2条第2項の基礎課税額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

- (1) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金課税額について準用する。

この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金課税被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎課税額」とあるのは「介護納付金課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第4項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い国民健康保険税を減額するものとした納税義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額は、当該軽減後の第2条第2項の基礎課税額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

（1）当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額から、第22条各号に規定する場合に応じてそれぞれ各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金課税額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金課税被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎課税額」とあるのは「介護納付金課税額」と、「第2

条第2項」とあるのは「第2条第4項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第23条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにできる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにできる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第22条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち
令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険
税については、なお従前の例による。

山都町国民健康保険税条例(平成17年条例第52号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(_____国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,945円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,575円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,520円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,150円 <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円 イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円 	<p>(低所得者の国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 (略)</p>

- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,945円
 - イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,575円
 - ウ 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,520円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,150円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について定める額
- ア 前条第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円
 - イ 前条第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円
 - ウ 前条第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

(出産被保険者の国民健康保険税の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額は、第2条第2項の基礎課税額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

(1) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金課税額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金課税被保険

者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎課税額」とあるのは「介護納付金課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第4項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い国民健康保険税を減額するものとした納税義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額は、当該軽減後の第2条第2項の基礎課税額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額から、第22条各号に規定する場合に応じてそれぞれ各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金課税額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金課税被保険者である者に限る。以下こ

の項において同じ。)」と、「基礎課税額」とあるのは「介護納付金課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第4項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第23条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにできる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにできる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

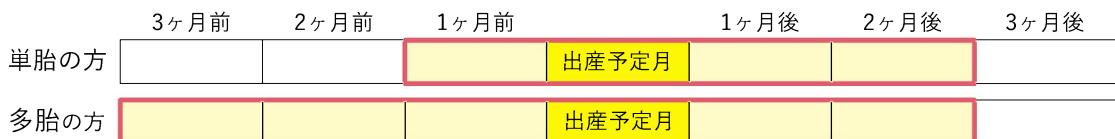
産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

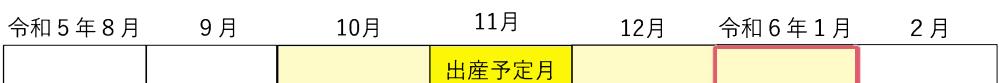
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- 届書
- 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

山都町役場	健康ほけん課	国保年金係	TEL 0967-72-1295
〃	清和支所	住民福祉係	TEL 0967-82-2112
〃	蘇陽支所	住民福祉係	TEL 0967-83-1112 (又は1113)